

## 第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

## 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や新潟県及び佐渡市の文化財保護条例に基づいて指定・登録されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物については、周囲の景観への影響や建造物の特性・価値等を考慮し、適正な維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、所有者が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致建造物の増築、改築、移転又は除却に関する市長への届出及び勧告等の規定を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行ううえで修理が必要な場合には、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとし、公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部公開に努める。なお、内部を公開する場合には、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに、十分な協議の上実施することとする。

## 2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

### (1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、新潟県及び佐渡市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により、保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合には、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (2) 登録有形文化財及び重要文化的景観

登録有形文化財及び重要文化的景観の重要な構成要素である建造物は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (3) 景観重要建造物

景観重要建造物は、景観法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (4) その他保護の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、県及び市指定文化財や登録有形文化財として、指定・登録するように努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

## 3. 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の届出不要の行為は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく以下の行為とする。

### 届出不要の行為

- 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財で、同第 64 条第 1 項に基づく現状変更の届出を行った場合
- 新潟県文化財保護条例第 5 条第 1 項に基づく新潟県指定有形文化財で、同第 13 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同第 14 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- 佐渡市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく佐渡市指定有形文化財で、同第 11 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同第 12 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

